

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分				注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護 支援加算	注 中山間地域等に おける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に 居住する者へのサー ビス提供加算	注 特定事業所集中減 算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1)居宅介護支援費(Ⅰ)	(-) 居宅介護支援費(ⅰ)	要介護1・2 (1,076単位)	(運営基準減算の場合) ×50/100 (運営基準減算が2月 以上継続している場合) 算定しない	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき -200単位
			要介護3・4・5 (1,398単位)					
		(二) 居宅介護支援費(ⅱ)	要介護1・2 (539単位)					
			要介護3・4・5 (698単位)					
		(三) 居宅介護支援費(ⅲ)	要介護1・2 (323単位)					
			要介護3・4・5 (418単位)					
	(2)居宅介護支援費(Ⅱ)	(-) 居宅介護支援費(ⅰ)	要介護1・2 (1,076単位)		+15/100	+10/100		
			要介護3・4・5 (1,398単位)					
		(二) 居宅介護支援費(ⅱ)	要介護1・2 (522単位)					
			要介護3・4・5 (677単位)					
		(三) 居宅介護支援費(ⅲ)	要介護1・2 (313単位)					
			要介護3・4・5 (406単位)					
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)								
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算(Ⅰ)	(1月につき +505単位)						
	(2) 特定事業所加算(Ⅱ)	(1月につき +407単位)						
	(3) 特定事業所加算(Ⅲ)	(1月につき +309単位)						
	(4) 特定事業所加算(A)	(1月につき +100単位)						
ニ 特定事業所医療介護連携加算 (1月につき +125単位)								
ホ 入院時情報連携加算	(1) 入院時情報連携加算(Ⅰ)	(1月につき +200単位)						
	(2) 入院時情報連携加算(Ⅱ)	(1月につき +100単位)						
ヘ 退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)	(1) 退院・退所加算(Ⅰ)イ	(+450単位)						
	(2) 退院・退所加算(Ⅰ)ロ	(+600単位)						
	(3) 退院・退所加算(Ⅱ)イ	(+600単位)						
	(4) 退院・退所加算(Ⅱ)ロ	(+750単位)						
	(5) 退院・退所加算(Ⅲ)	(+900単位)						
ト 通院時情報連携加算 (1月につき +50単位)								
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に +200単位)								
リ ターミナルケアマネジメント加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合	(+400単位)						

※居宅介護支援費(Ⅰ)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件以上である場合、40件以上60件未満の部分については(ⅱ)を、60件以上の部分については(ⅲ)を算定する。
 ※居宅介護支援費(Ⅱ)については、一定の情報通信機器(人工知能関連技術を活用したものを含む。)の活用又は事務職員の配置を行っている場合に算定できる。なお、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上である場合、45件以上60件未満の部分については(ⅱ)を、60件以上の部分については(ⅲ)を算定する。
 ※ 令和3年9月30日までの間は、居宅介護支援費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。